

令和2年4月24日

第5回

会 議 録

桑折町教育委員会

桑折町教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 令和2年4月24日(金)
- 2 招集場所 桑折町役場第1会議室
- 3 出席委員 1番委員 柴田宣広 2番委員 鈴木キヨ子
3番委員 小野紀章 4番委員 長谷富子
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席者 教育長 会田智康
こども教育課長 長谷部清治
生涯学習課長 大内健矢
- 6 書記 総務係長 服部亜由美
- 7 開 会 午後1時33分

8 教育長挨拶

お忙しいところ、また感染症対策で仕事・私生活で大変な思いをされているであろう中、ご参集いただき感謝申し上げます。今回も、大事な内容として、新型コロナウイルス感染症対策の状況についてを報告(2)として入れさせていただきました。

4月6日に予定どおり開始した新年度の教育活動は、多くの制限の中で2週間進めてきたが、4月21日から5月6日まで、緊急事態宣言の対象地域となったことで再び休園休校となったところである。この間の様々な対応の内容について報告させていただくものである。

今後は5月7日以降、予定どおり再開できるのか、また休園休校を延長するのかなかの判断をしていかなければならない。本来であればこのような重大な問題は、その都度委員の皆さまと話し合いを持ち、理解をいただきながら進めて行きたいところであるが、刻々と変化する状況に随時対応しなければならないことから、休園休校については、事務局の方で町長との協議により決定し、町の感染症対策本部会議に議題として上げながら共通理解を図って進めていくという流れで進めさせていただくことについてご理解いただきたい。

休園休校継続の判断の目安としては、まずは、緊急事態宣言が解除されるか否か。解除されたとしても町内で感染者が出れば桑折町独自で休園休校を延長せざるを得ない。あるいは子ども・教職員における感染者はもち

ろんのこと、濃厚接触者になり感染拡大のおそれが高まれば町独自で休園休校を継続せざるを得ない。逆にそのようなことがなく、緊急事態宣言が解除されれば、予定どおり5月7日から再開する、というところで判断の目安を持っている。事態をしっかりと機敏に把握しながら適切な対応していくので、予めご了解いただきたい。

本日は、感染症対策の観点から、広い会議室で開催させていただいた。また、短時間で効率的に進めていきたい。

最後に、教育振興基本計画については昨年12月の教育総合会議で話し合いいただいたあと、これについての議論は年度末・年度始めに、あるいはコロナウイルス対策に関する協議が必要だということで休止していたが、今回素案を配布させていただいたので、できれば次回の定例会においてご意見をいただきたいと考えている。

9 報 告

(1) 教育行政報告について

(2) 新型コロナウイルス感染症対策の状況について

(1) (2) こども教育課長・生涯学習課長より報告

10 議 事

(1) 議案第18号 桑折町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
教育長 議案第18号について事務局から説明を求める。

生涯学習課長 議案第18号について説明

教育長 只今の提案に対して、意見、質問等があれば発言いただきたい。

柴田委員 要綱なので、これは教育委員会で決められるものということか。

こども教育課長 要綱であるが教育委員会として決定を諮って対応していくということでご理解いただきたい。

柴田委員 報酬はあるのか。

生涯学習課長 第12条費用弁償等において「別途定める」としてあり、「日額7,542円を謝礼として支払う」という決めがある。

教育長 以前から委嘱していた地域活動コーディネーターを、社会教育法改正に伴って今回推進員として位置づけたものである。

柴田委員 現在までどのような人を充てていたのか。

生涯学習課長 平成30年度から担っていただいていた亀岡和美さんという方を、今回地域学校協働活動推進員に名称を改め委嘱した。元・小学校教諭であり、7年間の学校長経験も持たれている。

教育長 その他質問等はないか。
(質問なしの声)

教育長 その他質疑はないようなので、議案第18号について、原
案のとおり決定してよいかお諮りする。
(異議なしの声)

教育長 議案18号については、原案のとおり決定する。

(2) 議案第19号 招致外国青年就業規則の一部改正について

教育長 次に、議案第19号について事務局に説明を求める。
こども教育課長議案第19号について説明

教育長 只今の提案に対して、意見、質問等があれば発言いただき
たい。

教育長 待遇等が変わるものではなく、会計年度任用職員制度への
移行に伴う所要の改正となる。

柴田委員 第1条第2項において、労働基準法から地方公務員法に変
わっているが、公務員になったということか。そういうこと
であれば、公務員は雇用保険に加入できないはずだが、その
あたりの保障はどうなっているのか。

こども教育課長 これまでは労働基準法に基づく雇用関係にあったものが、
今回の制度改正により、地方公務員法の適用を受けるよう
になったものである。雇用保険については、ALTはパート
タイム会計年度任用職員となるため適用となる。なお、フル
タイム会計年度任用職員においては正職員同様、退職手当
の対象となるため雇用保険の適用外である。

教育長 その他質問等はないか。
(質問なしの声)

教育長 その他質疑はないようなので、議案第19号について、原
案のとおり決定してよいかお諮りする。
(異議なしの声)

教育長 異議がないので議案第19号については、原案のとおり決
定する。

(3) 議案第20号 桑折町英語検定料助成金交付要綱の一部改正について

教育長 次に、議案第20号について事務局に説明を求める。
こども教育課長議案第20号について説明

教育長 新学習指導要領における「英語教育充実」に資する取組み
として創設、当初は中学生全員受検を目指していたため、
広く薄くの観点で助成額を1人1回1,000円としていた。
検定日は年に3回あったが、諸事情により、全員受検は現
實的に難しかった。この反省をふまえ、まずは「自主的に
取り組む生徒を支援する」制度とし、これを広げていく趣旨

のものとした。級により検定料は5,000円にもなることから、1/2助成が妥当ということになった。また予算の範囲内で複数回の助成に対応できるものとした。

柴田委員 全員受検ではなくなった場合でも、引続き中学校を受検会場とできるのか？

教育長 「準会場」として届出ることによって醸芳中学校を会場とすることができる。

柴田委員 昨年度は3回実施したのか？

こども教育課長 3回実施した。64名が2級～5級を受検。うち複数回受検者は13名。ただし、3級以上のリスニングは本会場で受検する必要がある。筆記試験は醸中で受検可能。

教育長 その他質問等はないか。

(質問なしの声)

教育長 その他質疑はないようなので、議案第20号について、原案のとおり決定してよいかお諮りする。

(異議なしの声)

教育長 異議がないので議案第20号については、原案のとおり決定する。

11 その他

(1) 次回教育委員会開催について

①令和2年度教育委員会定例会開催予定…別紙1

②次回定例会：5月22日(金)午後1時30分 桑折町役場第1会議室

(2) 今後の日程について

(3) その他

・柴田委員より、次期福島県森林審議会委員の推薦方法について

12 閉会 午後2時45分